

## ガイドラインについて

- 東日本大震災の検証を踏まえ、都内での大規模災害発生時を想定し、医療救護活動に関する標準的な事項を示した「災害時医療救護活動ガイドライン」を平成28年2月に策定
- 熊本地震の教訓をもとに、平成30年3月に改定（第2版）。前回改定から6年が経過し、これまでの訓練での検証結果、新興感染症下での医療救護活動のあり方などを踏まえ、第3版として改定を行う。

## 主な改定内容

- 1 都災害医療コーディネーター、地域災害医療コーディネーターを中心とした都災害対策本部と医療対策拠点の指揮命令系統の明示
- 2 東京DMATの新たな活動内容の反映（医療対策拠点での災害医療コーディネーター支援、都災害対策本部での災害医療コーディネーター支援、医療機関に対する支援）
- 3 医療機関のライフライン支援（水、燃料）の要請の流れ
- 4 新興感染症を想定した緊急医療救護所の設置例（総合防災訓練での事例紹介）
- 5 島しょ部での災害発生時の医療救護活動要請の流れの明記
- 6 ドクターヘリの患者搬送手段としての明記
- 7 東京都災害薬事コーディネーターの配置の明記

# 章別改定概要

※ 下記のほか、制度改正等に伴う時点更新を反映

※ 略字表記 CO：コーディネーター、LO：リエゾン

章立て	主な改定内容
第1章 災害医療体制の基本事項	
第1節 基本的な考え方	・新たな被害想定の記事反映、小児周産期LOの反映等
第2節 災害医療体制の概要	・東京DMATの新たな活動、小児周産期LO、都災害薬事CO、DPAT・災害支援ナース等の反映
第3節 東京都の災害医療体制	・都における災害医療COを中心とした保健医療福祉調整体制を記載、東京DMATの新たな活動を反映、ライフライン支援調整について明記、災害時診療記録2018とJ-SPEEDの記事を追加
第4節 二次保健医療圏の災害医療体制	・医療対策拠点の設置基準を明記、二次保健医療圏の地域災害医療COを中心とした保健医療福祉の調整体制を記載、ライフライン支援調整について明記、
第5節 区市町村の災害医療体制	・医療対策拠点設置時には、区市町村内の震度に関わらず、調整体制の確保が望ましい旨明記。ライフライン支援調整について明記
第6節 医薬品・医療資器材	
第7節 医療機関	
第8節 搬送体制	
第2章 各論Ⅰ：発災直後～超急性期・急性期	
第1節 情報連絡体制	・WEB会議等の活用について明記
第2節 東京都の医療救護活動	・東京DMATの新たな活動を反映、ライフライン支援調整について明記
第3節 二次保健医療圏の医療救護活動	・医療対策拠点の組織図を更新、ライフライン支援調整について明記・島しょ地域での要請の流れ等を明記
第4節 区市町村の医療救護活動	・ライフライン支援の調整について明記、地区医療救護班等の活動時の災害時診療記録等の活用を明記、新興感染症流行下での緊急医療救護所の設置例を記載、医療救護所における引継ぎや患者情報管理について明記
第5節 医療機関（共通事項）	・職員自動参集基準の設定等について明記、ライフライン支援の調整について明記
第6節 災害拠点病院	
第7節 災害拠点連携病院	
第8節 災害医療支援病院	
第9節 診療所・歯科診療所	
第10節 医薬品・医療資器材	・都災害薬事COの反映
第11節 搬送体制	・傷病者等の搬送手段にドクターヘリを追加、搬送手段確保の要請ルートに医療対策拠点を加え修正、患者搬送時の病院救急車の活用について明示
第3章 各論Ⅱ：亜急性期～慢性期・中長期	・医療救護所における引継ぎや患者情報管理について明記
第4章 様式・資料編	
第5章 広域災害救急医療情報システム（EMIS）編	

➤ 上記の内容をもって第3版として改定し、引き続き、能登半島地震の検証や令和6年度の大規模地震時医療活動訓練（政府訓練）、令和7年度のDMAT関東ブロック訓練等を踏まえ、継続的に見直していく。